

令和7・8年度

窓口申請用

建設工事等競争入札参加資格審査 追加申請の手引き

- ※ この手引きは、令和6年10月18日付け安高企財公示第3号令和7年3月12日付け安高企財公示第1号の内容の詳細を定めたものです。書面申請をされる方は、この手引きをよく確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分にご注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ この資格審査申請書の記載事項の内容については、資格認定後に一般に公開します。
- ※ 利用者登録番号、又は電子入札用のＩＣカードをお持ちの方、県外業者（主たる営業所を県外に有する者）は電子申請を行ってください。

安 芸 高 田 市

目 次

第1 資格審査の申請手順等	ページ
1 資格審査	2
2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間	2
3 申請資格	2
4 入札参加資格の通知等	3
5 必要な経営事項審査の結果通知書等の審査基準日等	5
6 提出書類一覧表(資格審査申請書等	6
7 提出方法及び注意事項等(窓口申請)	8
8 入札参加資格審査申請書の入手方法	8
9 個人情報の保護	8
第2 提出書類の記入要領	
1 共通事項	9
2 その他提出書類	9
第3 希望業種の追加申請について	9
第4 変更届	9
第5 提出期間における入札参加資格審査申請書問い合わせ先	9
第6 その他	9

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

安芸高田市が、令和7年度及び8年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

【窓口申請を行えるのは、県内業者（主たる営業所を県内に有する者）のみです。】

提出先 安芸高田市企画部財政課入札・検査係（受付場所：本庁第2庁舎2階 企画部財政課）

提出期間 令和7年4月1日（火）～令和8年9月15日（火）

※土日及び祝祭日は窓口での申請受付は行っておりません。

受付期間 9：00～12：00 13：00～17：00

※ 電子入札用のICカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。何らかのトラブルで電子申請できない場合に、窓口申請を行ってください。

※ 主たる営業所：建設業法第3条第1項の営業所のうち、建設業許可申請書別紙二（1）又は別紙二（2）に主たる営業所として記載したものをいいます。

※ 郵送の場合、消印有効とします。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者（別表参照）
- (3) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書」にある表のとおり。）を受けていない者
- (4) (3) で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- (5) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに安芸高田市税の滞納がある者
- (6) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者
（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は安芸高田市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）
- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱により、安芸高田市の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、建設工事入札参加資格再認定要領により再認定を受ける必要があります。（詳細は企画部財政課にお問合せください。）

※上記（１）～（８）の内容を十分に確認し、申請業種・内容をよく確認した上で申請してください。

4 入札参加資格の通知等

（１） 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

（２） 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。）

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に安芸高田市が発注する建設工事等において下請けをすることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、安芸高田市が発注する建設工事等において下請けをすることはできません。

（３） 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和9年5月31日まで有効です。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

また、有効期間の始期については、前月15日までの受付を、翌月1日認定とします。

（初回のみ、令和7年4月1日～令和7年6月15日受付分を令和7年7月1日認定）

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

（４） 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事入札参加資格者名簿を作成し、建設工事入札契約情報閲覧所及び安芸高田市のホームページに公表します。

入札参加資格審査の申請に係る資格の区分について

入 札 参 加 資 格 の 区 分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

5 必要な経営事項審査の結果通知書等の審査基準日等

追加回数	資格審査申請書等の提出期間	認定時期	必要な経営事項審査の総合評定値通知書
第1回	令和7年4月1日（火）から 令和7年6月16日（月）まで	令和7年7月1日	令和5年9月1日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第2回	令和7年6月17日（火）から 令和7年7月15日（火）まで	令和7年8月1日	令和5年11月17日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第3回	令和7年7月16日（水）から 令和7年8月15日（金）まで	令和7年9月1日	令和5年12月16日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第4回	令和7年8月16日（土）から 令和7年9月16日（火）まで	令和7年10月1日	令和6年1月1日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第5回	令和7年9月17日（水）から 令和7年10月15日（水）まで	令和7年11月1日	令和6年2月17日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第6回	令和7年10月16日（木）から 令和7年11月17日（月）まで	令和7年12月1日	令和6年3月16日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第7回	令和7年11月18日（火）から 令和7年12月15日（月）まで	令和8年1月1日	令和6年4月18日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第8回	令和7年12月16日（火）から 令和8年1月15日（木）まで	令和8年2月1日	令和6年5月16日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第9回	令和8年1月16日（金）から 令和8年2月16日（月）まで	令和8年3月1日	令和6年6月16日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第10回	令和8年2月17日（火）から 令和8年3月16日（月）まで	令和8年4月1日	令和6年7月17日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第11回	令和8年3月17日（火）から 令和8年4月15日（水）まで	令和8年5月1日	令和6年8月17日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第12回	令和8年4月16日（木）から 令和8年5月15日（金）まで	令和8年6月1日	令和6年9月16日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第13回	令和8年5月16日（土）から 令和8年6月15日（月）まで	令和8年7月1日	令和6年10月18日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第14回	令和8年6月16日（火）から 令和8年7月15日（水）まで	令和8年8月1日	令和6年11月18日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第15回	令和8年7月16日（木）から 令和8年8月17日（月）まで	令和8年9月1日	令和6年12月16日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの
第16回	令和8年8月18日（火）から 令和8年9月15日（火）まで	令和8年10月1日	令和7年1月18日以降に審査基準日が到来した <u>もの</u> で最新のもの

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。（以下同じ）

- ・経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
 - ・合併前、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等
- ※2 「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等 ※様式が定められているものは、必ず所定の様式で提出してください。	申請者	注意事項等
		県内業者	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事） 【様式第1号】	○	
2	営業所一覧表 【様式第2号】	○	・契約締結権限等を委任する営業所のみ記載して提出。 ※営業所がない場合も印刷して提出する。
3	必要な経営事項審査の総合評価値通知書の写し	○	
4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	・「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）の電子データを保存したCDを提出すれば不要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。 ・国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
5	誓約書 【様式第3号】	○	
6	建設業許可申請書の写し	△	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別表様式第1号及び別表）の写し
7	安芸高田市税について滞納がないことを市長が証した書面（写し不可）	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。様式第1号の「安芸高田市税の納税義務の有無」欄に記入してください。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。

8	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面（写し不可）） 【様式第4号】	△	・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所（一つだけ）への委任状を提出。
9	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	・加入している者のみ提出。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
10	I S O14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出。 ・経営事項審査の総合評価値通知書の「I S O14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
11	建設キャリアアップシステム（CCUS）にログイン後の「事業者情報」画面の写し	△	・建設キャリアアップシステム（CUUS）に事業者登録している場合のみ必要。 ・A4用紙一枚に事業者情報が収まるように印刷すること。
12	技能者一覧表【様式第5号】	△	・建設キャリアアップシステム（CUUS）に事業者登録している場合のみ必要。
13	登録技能労働者数が確認できる書類の写し	△	・建設キャリアアップシステム（CUUS）に事業者登録している場合のみ必要。 ・登録技能労働者数が確認できる書類 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（システムから出力できる所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等）の写し
14	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△	・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注1 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。 注1
15	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 【広島県様式】	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
16	協力雇用主登録証明書の写し 【広島県様式】	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・110円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
17	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。
18	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	△	・造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出。
19	110円切手	○	・資格認定通知に使用します。封筒の準備は必要ありません。

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注1 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ① 本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ② 本人の健康保険証等

7 提出方法及び注意事項等（窓口申請）

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1部

110円切手 1枚（資格認定通知の郵送に使用します。）

(2) 提出方法

郵送または持参してください。

(3) 注意事項

ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、6の「提出書類一覧表」の順番に「ヒモ綴じ」してください。（110円切手を除く。）

ファイル等に綴じないでください。（ホッチキス留めは厳禁です。）

オ 申請の内容については、公表しますので、御了承ください。（ただし、「協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の有無については公表しません。）

8 入札参加資格審査申請書の入手方法

入札参加資格審査申請書は、「安芸高田市のホームページ」から入手してください。

○ 安芸高田市のホームページ

https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu/nyuusatsu_shinsa/

※「入札参加資格審査申請」>「令和7・8年度入札参加資格審査申請の追加受付のご案内」内にあります。

9 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、申請日を基準日として作成してください。
- (4) 申請書類の記入については、ホームページからダウンロードしたE X C E L様式へ入力してください。
- (5) 「※」の欄には、何も記入しないでください。
- (6) 電子入札システムの操作については、広島県の調達情報をご覧ください。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

2 その他提出書類

- (1) 6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）「8」委任状【様式第4号】については、委任者のみの押印とし、受任者欄の押印は必要ありません。
委任の開始日は、5 必要な経営事項審査の結果通知書等の審査基準日に記載の申請時期に応じた認定開始日としてください。
- (2) 「15」「消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し」及び「16」「協力雇用主登録証明書の写し」の様式については、広島県の調達情報からダウンロードしてご利用ください。

第3 希望業種の追加申請について

認定を受けた者は、「2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間」の提出期間に、認定を受けた業種以外の業種（申請資格を満たすものに限る。）について、追加の入札参加資格申請書を提出することができます。

第4 変更届

届出が必要な事項及び変更届の様式については、安芸高田市ホームページに掲載しています。
また、会社合併、営業の譲渡等を予定している場合は、再認定・継承承認等の手続が必要となりますので、あらかじめ事前に財政課入札・検査係にご相談ください。

第5 提出期間における入札参加資格審査申請書問い合わせ先

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市企画部財政課入札・検査係
T E L (0826) 42-5623 F A X (0826) 42-4376
メール nyusatsu@city.akitakata.jp

第6 その他

会社法によらない特殊な法人等であって、この手引きによらない場合には、企画部財政課入札・検査係にご相談ください。